

『2012年版 司法試験 完全整理択一六法 刑事訴訟法』  
お詫びと訂正

以下の箇所に戻りがございました。お詫びして訂正いたします。

2012年10月9日現在

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後	更新日
34	22行目から 25行目	《注釈》 ・訴訟関係人のする 閲覧請求であっても、「関係人の名 誉又は生活の平穩 を害する行為をする 目的でされた閲覧 請求は、権利の 濫用として許され ない」とした判例 がある（最決平 20.6.24・平20重 判7事件）。	削除	2012.1.28
39	19行目の下 に追加	—	《注釈》 ・訴訟関係人のする 閲覧請求であって も、「関係人の名譽 又は生活の平穩を 害する行為をする 目的でされた閲覧 請求は、権利の濫用 として許されない」 とした判例がある （最決平20.6.24・ 平20重判7事件）。	2012.1.28
160	7行目	①郵便物等の押収 (100)	①令状の呈示(110)	2012.2.21

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後	更新日
152	下から1行目	たまたま他出不在 であっても、 <b>帰して</b> 逮捕がなされる限 り、	たまたま他出不在 であっても、 <b>帰宅次 第緊急逮捕する姿 勢の下に捜索、差押 がなされ、且つ、こ れと時間的に接着 して逮捕がなされ る限り、</b>	2011.12.17
134	図<勾留の 手続>・3勾 留状の発 布・(1)	207 <b>II</b> ただし書	207 <b>IV</b> ただし書	2011.8.29